

支 払 基 金  
平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日

### 医薬品マスターの改定について

今般、下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するマスターは、平成 2 7 年 1 1 月 2 8 日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を「2 0 1 5 1 1 2 8」に設定し収載しております。

### 記

- 1 平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日付け厚生労働省告示第 4 5 6 号に基づく新規医薬品コードの設定（変更区分「3」：7コード）
- 2 平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日付け厚生労働省告示第 4 5 7 号に基づく経過措置年月日の設定（変更区分「5」：1 5 3コード）